

令和3年5月11日
(2021年)

保護者の皆様へ

吹田市教育委員会

緊急事態宣言発令期間の延長に伴う市立小学校の教育活動について

平素より、本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、大阪府域の緊急事態宣言発令期間が、5月31日(月)までの延長されることとなりました。本市におきましては、発令期間延長後も下記のとおり対応をとったうえで、教育活動を継続いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症につきましては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び、提供できる情報が入った場合はお知らせいたします。趣旨をご理解のうえ、ご協力の程、よろしく願いいたします。

記

- 1 教育活動は、感染防止対策を徹底したうえで、通常どおり継続します。
- 2 昼食時以外においては、児童・教職員のマスク着用を徹底します。(体育における運動時も含む)
- 3 長時間、近距離で対面形式となる教科活動等や、近距離で一斉に大きな声で話すなど、感染リスクの高い活動は行いません。
- 4 宿泊行事・校外学習・学校行事については、中止または延期とします。
- 5 課外クラブについては、中止とします。
- 6 給食は黙飲・黙食を徹底のうえ、通常どおり提供します。

ご家庭におかれましても、改めて以下のご対応をお願いいたします。

- (1) お子様の心身の状況に合わせて、無理なく登校させてください。登校に不安がある場合は、不安を解消する方策や登校できない時の学習支援等について、ご遠慮なく学校にご相談ください。
- (2) 登校前に検温し、健康状態が良好であることを確認したうえで、マスクを着用して登校させてください。
- (3) 登下校時にも密集を避け、登校後や帰宅時のこまめな手洗いを促してください。
- (4) 家族の方がPCR検査等を受けられる場合だけでなく、風邪症状の場合であっても、お子様の登校を控えてくださいますよう、ご協力をお願いします。出席できない日が継続する場合のお子様の学習支援等については、学校とよくご相談ください。